「土木一式工事」の発注標準額の見直しについて

本市では、建設工事のうち6業種(土木一式/建築一式/電気/管/舗装/水道施設工事)について、等級区分を設定し、各事業者の総合数値(経営事項審査の総合評定値(P点)と技術等評価数値(日向市の評価数値)の合計点)に応じて、等級による格付を行っています。(等級格付の対象は、市内に本店又は建設業法上の営業所を有する業者のみです。)

また、その等級区分を設定している6業種には、発注標準額(発注の標準となる建設 工事の金額区分)を定めています。

このうち、「土木一式工事」について、近年の工事発注状況を考慮し、発注標準額の 見直しを行いましたので、お知らせします。

記

1.「土木一式工事」の発注標準額の見直し

等級区分	これまで		見直し後
A級	3,500万円以上	<u></u>	2,000 万円以上
B級	2,000 万円以上 3,500 万円未満	<u></u>	1,200 万円以上 2,000 万円未満
C級	900 万円以上 2,000 万円未満	\rightarrow	500 万円以上 1,200 万円未満
D級	900 万円未満	\rightarrow	500 万円未満

^{※「}市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱」第3条

2. 有資格業者の数が少数である場合など必要がある場合に、上記の発注標準額に 対応する等級の直近上位又は直近下位の業者を指名する場合

等級区分	これまで		見直し後
A級	2,000 万円以上		1, 200 万円以上
B級	900 万円以上 5, 250 万円以下	\	500 万円以上 3,000 万円以下
C級	300 万円以上 3,000 万円以下	\rightarrow	130 万円以上 1,800 万円以下
D級	1,350万円以下	\rightarrow	750 万円以下

^{※「}市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱」第8条

3. 適用日

令和3年4月1日以降に発注する土木一式工事から、見直し後の発注標準額を 適用します。